

厚木市市民協働推進委員会委員公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市市民協働推進委員会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、厚木市市民協働推進委員会委員公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、市民協働推進主管部長、市民協働推進主管課長及び人権施策推進主管課長をもって組織し、選考委員長には、市民協働推進主管部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、市民協働推進主管課に置く。

2 選考数

募集人員及び次点1人を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たっては、提出された厚木市市民協働推進委員会委員応募申込書を基に、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、かつ、年齢、性別、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議及び決定するものとする。この場合において、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
市民協働に対する理解	5	4	3	2	1
社会的活動実績	5	4	3	2	1
本市の市民協働に関する意欲及び熱意	5	4	3	2	1
社会状況や本市の状況に対する理解	5	4	3	2	1
文章の分かりやすさ及び内容の充実度	5	4	3	2	1

【配点基準】5点：非常に優れている。4点：優れている。3点：普通 2点：やや劣る。1点：劣る。

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。